

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】2
- 徴収事務の委託（2件）【建設局河川部水環境課】3
- ため池の用途廃止【産業経済局農林水産部農林課】5

◇ 公 告

- 特定調達契約の締結【保健福祉局健康医療部保険年金課】6
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局健康医療部健康推進課】7

北九州市告示第158号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立総合療育センター及び北九州市立総合療育センター西部分所の手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成29年4月10日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
社会福祉法人北九州市福祉事業団	北九州市八幡東区中央二丁目1番1号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

北九州市告示第 159 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市ほたる館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 29 年 4 月 10 日

北九州市長 北 橋 健 治

受託者		委託期間
名称	住所	
九州造園・グリーンワーク共同事業体 代表者 株式会社九州造園 代表取締役 藤田良司	北九州市小倉北区大畠 二丁目 10 番 1 号	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第160号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立香月・黒川ほたる館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成29年4月10日

北九州市長 北 橋 健 治

受託者		委託期間
名称	住所	
香月・黒川ほたる館運営協議会	北九州市八幡西区香月西四丁目6番1号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

北九州市告示第161号

ため池について、その用途を廃止したので次のとおり告示し、関係図書を一般の縦覧に供する。

平成29年4月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 用途廃止するため池の名称、所在地、地目及び廃止した地積

名 称	所 在 地	地 目	廃止した地積 (㎡)
三軒屋池	八幡西区市瀬二丁目1031	ため池	1,859
	八幡西区市瀬二丁目1031地先	堤	492

2 用途廃止の期日

平成29年4月10日

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局農林水産部農林課

4 縦覧期間

平成29年4月10日から同月21日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

北九州市公告第 2 4 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 4 月 1 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
国民健康保険システム運用支援及び保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市保健福祉局健康医療部保険年金課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 2 9 年 3 月 3 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
行政システム九州株式会社
福岡市博多区東比恵三丁目 1 番 2 号
- 5 契約金額
6, 6 1 7 万 3, 7 6 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 1 0 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市公告第244号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年4月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市特定医療費管理システム構築業務 一式

(2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約日から平成30年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所

(5) 入札方法 落札者の決定は、総合評価競争方式をもって行うので提案に係る性能、機能、技術等に関する書類及び入札書（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載

されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成29年5月1日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 総合評価のための書類の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市保健福祉局健康医療部健康推進課

イ 期間 この公告の日から平成29年5月1日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成29年5月1日午後5時までに競争参加の申出書を北九州市保健福祉局健康医療部健康推進課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に簡易書留郵便により、平成29年5月1日午後5時までに必着のこと。

(4) 入札説明会 入札説明会は実施しない。

(5) 提案に係る性能、機能、技術等に関する書類の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成29年5月23日午後5時までに北九州市保健福祉局健康医療部健康推進課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に簡易書留郵便により、平成29年5月22日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市役所本庁舎8階 81会議室

イ 日時 平成29年5月23日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

ア 物品等の調達における総合評価競争方式試行要領第3条及び第4条に定めるとおり、入札金額と総合評価のための書類をもって総合評価を行い、総合評価の得点の最も高いものを落札者とする。

イ 総合評価の方法は、加算方式とする。

ウ 詳しくは入札説明書による。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約に係る費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局健康医療部健康推進課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2018

6 Summary

(1) Project to develop a management system for the specific medical expenses for the City of Kitakyushu.

(2) Deadline of tender (in person)

2:00p.m. May 23, 2017

(3) Deadline of tender (by mail)

5:00p.m. May 22, 2017

(4) For further information, please contact:

Public Health Promotion Division,

Health and Medical Affairs Department,

Public Health and Welfare Bureau,

City of Kitakyushu